

県北広域振興局長告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、馬淵川沿岸土地改良区（二戸郡一戸町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年7月9日

県北広域振興局長 高 橋 進

理事

吉 田 福 蔵 二戸市米沢字下村102番地3